

平成26年12月18日

平成26年第6回野洲市議会
定例会発議書

野洲市議会

発議第3号

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年12月18日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

野洲市議会基本条例の一部を改正する条例
野洲市議会基本条例（平成 22 年野洲市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。
第 11 条第 4 号を次のように改める。
(4) 野洲市子ども・子育て支援事業計画
付 則
この条例は、公布の日から施行する。

発議第4号

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

上記の議案を提出する。

平成26年12月18日

提出者 野洲市議会議員 立入三千男

賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

市長の専決処分事項の指定についての一部改正

市長の専決処分事項の指定について（平成16年10月8日議決）の一部を次のように改正する。

第1項中「契約の変更」の次に「に関する事」を加える。

第2項中「1,000,000円以下」を「1,400,000円以下」に改め、「なお、これが内容に係る同項第12号に規定する和解及び調停に関する事。」を削り、同項を第3項とする。

第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第96条第1項第12号に規定するもののうち、その目的の価額が1,400,000円以下（自動車の通行による事故に係るものにあつては3,000,000円以下）の訴えの提起、和解及び調停に関する事。